

平成21年度武豊町地域公共交通会議予算書(案)

歳入

単位：千円

款	項	目	項目	予算額	摘要
1	1	1	負担金	0	
2	1	1	使用料	0	
3	1	1	補助金	6,286	町補助金
4	1	1	雑入	1	預金利子
合 計				6,287	

歳出

款	項	目	項目	予算額	内訳・内容
1	1	1	事務費	0	
2	1	1	事業費	0	
3	1	1	負担金	6,286	事業委託負担金
4	1	1	予備費	1	
合 計				6,287	

平成 2 1 年度武豊町地域公共交通会議予算内訳書

歳入

単位：千円

款	項	目	項目	予算額	摘要
1	1	1	負担金	0	
2	1	1	使用料	0	
3	1	1	補助金	6,286	町補助金
4	1	1	雑入	1	預金利子
合 計				6,287	

歳出

款	項	目	項目	予算額	内訳・内容
1	1	1	事務費	0	
2	1	1	事業費	0	
3	1	1	負担金	344	交通会議委員報償金
				4	普通旅費
				656	消耗品費（会長印、バス停・時刻表作成、広報費用）
				247	印刷製本費
				5,035	総合連携計画策定支援委託（7月～3月）
4	1	1	予備費	1	
合 計				6,287	

武豊町地域公共交通会議の事業に関する協定書（案）

武豊町と武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は交通会議事業を円滑に実施するため、武豊町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第2条に規定する事業について、規約第3条に基づく業務委託について定める。

（協定事項）

第2条 武豊町は、交通会議からの委託に基づき、必要な業務を行う。

2 交通会議は武豊町に対して業務委託に必要な事業費を負担するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、平成21年 月 日から平成22年3月31日までとする。

（事業経費）

第4条 事業経費は、交通会議が負担金として武豊町に支出することとする。ただし、武豊町から交通会議に当該事業経費が補助金として交付された場合に限る。

（協定内容の変更）

第5条 武豊町又は交通会議の事情により、協定期間内に協定内容を変更する場合は、武豊町と交通会議が別に協議して定める。

（疑義の処置）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて武豊町と交通会議が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、武豊町及び交

通会議が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 月 日

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町

代表者 武豊町長 糴山芳輝

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町地域公共交通会議

副会長 石川憲夫

■武豊町地域公共交通会議の事業組織イメージ

